

下記のものをそろえてご請求ください。（不足していると手続きが遅れることがあります。）

- ☐ 転出証明書郵送請求申請書(この用紙)
- ☐ 届出人の本人確認書類の写し
(運転免許証・マイナンバーカードなど住民票の現住所が記載されているもの)
- ☐ マイナンバーカードの写し(特例転出を希望する場合のみ)
(特例転出とは、有効なマイナンバーカードをお持ちの方が、転出転入の特例手続きを利用して海南市外へ転出する場合の届出です。転出する人のうち1人でもカードをお持ちであれば、特例転出ができます。)
※注意① 異動日から14日以内に届出をする場合のみ有効です。
※注意② 紙の転出証明書は発行されません。
※注意③ 転入手続の際は、マイナンバーカードを必ずお持ちください。
※注意④ 転出処理が完了しましたら、お電話にて連絡します。
※注意⑤ 転出先が国外の場合は利用できません。
※注意⑥ 転入先市区町村のシステムメンテナンス等で手続きができない場合があります。
- ☐ 返信用封筒(新住所または旧住所、氏名を記載し、切手を貼ってください。)
※特例転出の場合は不要です。
※郵便事故防止のため、返信用封筒はレターパック、特定記録等をお勧めします。

【郵送先】 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地
海南市役所市民課（電話 073-483-8501）

●この請求をされた場合は、転出前の住所に異動届受理通知書を送付します。

転出証明書郵送請求申請書

(記入日) 年 月 日

異動（予定）日（引越日）		年 月 日	※異動予定日が1か月以上先の場合はご相談ください	
新住所			新世帯主名	
旧住所	和歌山県海南市		旧世帯主名	

転出する人 ※全員分（届出人を含む）記入してください

フリガナ氏名		生年月日		フリガナ氏名		生年月日	
フリガナ氏名		生年月日		フリガナ氏名		生年月日	

届出人 ※異動する本人か、同一世帯員が届け出てください

フリガナ氏名		生年月日	
住所			
電話番号	※平日の8:30～17:15の間に連絡のつく電話番号をご記入ください		